

災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書

立川市（以下「甲」という。）と株式会社多摩ケータリング倶楽部（以下「乙」という。）は、災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等（以下「炊き出し等」という。）の実施に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内において災害やその他大規模な事故が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、乙が甲の要請に基づき実施する炊き出し等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- （2）避難所等 甲が災害時等に開設する避難所（福祉避難所を含む。）及びその他甲が指定する場所

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時等において、避難所等における炊き出し等の支援が必要となった場合、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項に定める炊き出し等の協力を要請する場合、協力要請書（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、要請を行う旨を口頭等により連絡するとともに、後日速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合、炊き出し等の協力可否について直ちに回答するものとする。

4 飲食の提供のほか、災害の推移等に応じて乙が支援可能な事項がある場合は、甲及び乙で協議し対応するものとする。

（要請への協力）

第4条 乙は、前条の規定に基づく支援要請を受けた場合は、可能な限り炊き出し等の優先提供に協力するものとする。

2 乙は、甲の要請に基づき派遣する事業者が決定次第、提供可能な食事の内容及び事前準備が必要となる機材等について、甲へ報告するものとする。

（炊き出し等の実施に係る留意事項）

第5条 乙は、炊き出し等を行う場合、以下の事項について各事業者へ周知し、徹底を図るものとする。

- （1）食品表示法（平成25年法律第70号）に定める加工食品のアレルギー表示対象品目であ

る特定原材料 7 品目及び特定原材料に準ずるもの 21 品目について、表示又は利用者に通知するなど、食物アレルギー対策に配慮すること。

(2) 炊き出し等で使用する食材について、各事業者が衛生的に取り扱える範囲内での管理を行うほか、提供する食事を加熱するなど、食中毒が発生しないよう配慮すること。

(3) 炊き出し等は無償であり、通常営業とは異なることが容易に区別できるよう明示すること。

2 甲は、市域内における炊き出し等の実施に際し、乙に対し適宜連絡及び情報共有し、混乱を生じさせないようにするものとする。

(活動拠点の確保)

第 6 条 甲は、乙による炊き出し等の支援が円滑に行われるよう、乙の活動拠点を確保するものとする。

2 甲及び乙は、活動拠点が決定次第、使用上の留意事項等について協議、調整するものとする。

(優先通行への配慮)

第 7 条 甲は、乙が第 3 条の規定による要請に基づき使用する車両について、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(実施報告及び費用負担)

第 8 条 乙は、第 3 条の規定による支援を行ったときは、甲に対し、実施内容及び支援に際し要した費用（原材料費、移動費、燃料費及び労務費等）を、実施報告書兼請求書（第 2 号様式）により報告し、甲に請求することができるものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

3 第 1 項の費用は、災害発生直前における適正価格等を基準とし、甲及び乙が双方協議のうえ、決定するものとする。

(損害補償)

第 9 条 甲は、炊き出し等の業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年東京市町村総合事務組合条例第 19 号）の規定の例により、これを補償するものとする。ただし、従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第 10 条 甲及び乙は、この協定に基づく相互協力のため、それぞれ連絡責任者等を記載した連絡責任者名簿（第 3 号様式）を作成し、相互に確認するものとする。

2 連絡責任者等の専任及び報告は、協定締結後速やかに行うとともに、記載内容に変更が生じた場合は、同様式にて遅滞なく相手方に報告するものとする。

(防災訓練への参加)

第 11 条 乙は、災害時における炊き出し等による支援が円滑に行われるよう、平時から相互

の連絡体制を構築するとともに、甲が行う防災訓練等に可能な限り参加するものとする。
(有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の3
月前までに、甲又は乙のいずれからも何らかの申出がないときは、更に1年間延長される
ものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第13条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項につい
ては、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1
通を保有する。

令和7年10月29日

(甲) 立川市泉町1156番地の9
立川市
代表者 立川市長 酒 井 大 史

(乙) 立川市富士見町一丁目2番7号
株式会社多摩ケータリング倶楽部
代表者 代表取締役 浅 見 忠 義

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

株式会社多摩ケータリング倶楽部
代表取締役 殿

立川市長

協力要請書

災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請する内容

実施日又は実施期間	実施場所	実施内容	数量	備考
			食	
			食	
			食	

2 連絡責任者

担当者名：危機管理対策室防災課 ○○ ○○

電話番号：042-523-2561

3 その他

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

立川市長 殿

立川市富士見町一丁目2番7号
株式会社多摩ケータリング倶楽部
代表取締役

実施報告書兼請求書

年 月 日付けで要請のありました炊き出し等の協力要請に伴い実施した支援の内容及び支援に要した費用について、下記のとおり報告し請求します。

記

1 実施内容及び費用内訳
別紙のとおり

2 請求金額合計
円（提供数量 食）

3 振込先

金融機関名	
支 店 名	
口 座 番 号	
口 座 名	

4 担当者連絡先

担当者名：

電話番号：

別紙 費用内訳表

実施日時	実施場所	実施内容	数量	単価(1食)	小計(数量×単価)
			食	円	円
			食	円	円
			食	円	円
			食	円	円
			食	円	円
			食	円	円
			食	円	円
			食	円	円
			食	円	円
			食	円	円
			食	円	円
			食	円	円
			食	円	円
			食	円	円
			食	円	円
		合計	食	円	円

注) 単価には原材料費、移動費、燃料費及び労務費等を含む。

注2) 必要により行を追加して記載すること。

連絡責任者名簿

年 月 日現在

【立川市】

1 連絡責任者等

	連絡責任者	副連絡責任者
所属、役職及び氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX番号		
メールアドレス		

2 時間外及び休日の場合の連絡先（任意）

	第1連絡先	第2連絡先
所属、役職及び氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX番号		
メールアドレス		

【株式会社多摩ケータリング倶楽部】

連絡責任者等

	連絡責任者	副連絡責任者
役職及び氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX番号		
メールアドレス		